平成２３年（再イ）第１６号
神奈川県大和市福田2195番地８
再生債務者　平良　正典
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年５月19日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第５４号
金沢市彦三町２丁目10番９号　アネックス彦三301号
再生債務者　石原　毅
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年５月19日　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１００２６号
東京都中野区東中野２―14―21―324
再生債務者　渡邉　直哉
１　決定年月日時　平成23年５月17日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月14日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月28日から平成23年７月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第１００３１号
千葉県松戸市五香南２―12―27―601
再生債務者　杉田　宏
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月29日から平成23年７月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（再ロ）第２１号
大阪市平野区平野本町５丁目14番16号シャルマンフジ・ビルトモアー谷町平野502
再生債務者　鎌野　和子
１　決定年月日時　平成23年５月18日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月15日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月20日から平成23年７月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（再ロ）第１４号
横浜市保土ヶ谷区瀬戸ヶ谷町298番地124
再生債務者　市田　弘文
１　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年６月16日まで
４　一般異議申述期間　平成23年６月30日から平成23年７月７日まで
横浜地方裁判所第３民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第４２号
山形市春日町６番14号　プロパティ春日町102号
再生債務者　高橋　英昭
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月９日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月９日まで
平成23年５月19日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第３２号
さいたま市南区大字太田窪2832番地１　601
再生債務者　吉田久美子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月20日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月９日まで
平成23年５月19日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１１号
金沢市法島町22番19号
再生債務者　福田富美子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月16日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月13日まで
平成23年５月18日　金沢地方裁判所

平成２２年（再ロ）第１０号
石川県河北郡内灘町字ハマナス１丁目112番地
再生債務者　宮田　秀一
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年４月28日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月14日まで
平成23年５月19日　金沢地方裁判所

平成２３年（再ロ）第６号
札幌市清田区美しが丘３条２丁目３番１―803号
再生債務者　濱谷　夏代
１　意見聴取に付する再生計画案　平成23年５月17日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成23年６月16日まで
平成23年５月19日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１０１４２号
千葉県千葉市緑区あすみが丘４―２―８―511
再生債務者　萩原　尚之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１０１５９号
埼玉県さいたま市浦和区木崎２―12―21
再生債務者　西崎　嘉一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月17日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第１１８号
大阪府吹田市垂水町３丁目16番24―401号
再生債務者　鹿ノ内孝敏
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成23年５月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年５月18日
大阪地方裁判所第６民事部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第３号
平成23年６月５日に執行する伊勢原都市計画土地区画整理事業成瀬第二特定土地区画整理審議会委員選挙について、届出のあった候補者は下記のとおりであるので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第24条第５項の規定に基づき、公告する。
平成 23 年５月 27 日
独立行政法人都市再生機構東日本支社
支社長　根岸　尚
記
１　宅地の所有者が選挙する委員の候補者
氏　名　住　所
杉﨑　三郎　伊勢原市高森二丁目11番６号
野﨑　宏　伊勢原市高森1488番地
萩原　正之　伊勢原市高森三丁目22番19号
萩原　陸郎　伊勢原市下糟屋2287番地
二見　晴雄　伊勢原市下糟屋2355番地
細野　要　伊勢原市高森一丁目2558番地
細野　收司　伊勢原市高森二丁目２番50号
２　宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者
氏　名　住　所
今井　孝子　伊勢原市下糟屋2181番地

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第４号
平成23年６月５日に執行する伊勢原都市計画土地区画整理事業成瀬第二特定土地区画整理審議会委員選挙については、届出のあった宅地の所有者が選挙する委員の候補者の数及び宅地について借地権を有する者が選挙する委員の候補者の数が、それぞれから選挙すべき委員の数をいずれもこえていないことから、投票を行わないので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第26条の規定に基づき、公告する。
平成 23 年５月 27 日
独立行政法人都市再生機構東日本支社
支社長　根岸　尚